

諮問日：平成29年1月30日

答申日：平成29年7月19日

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

審査請求人が平成28年6月2日に提起した処分庁青森市長（以下「処分庁」という。）による平成28年度固定資産税の賦課決定処分に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却すべきとする審査庁の判断は妥当である。

### 第2 事案の概要

#### 1 審査請求に係る処分

処分庁は、平成28年4月12日付けで、審査請求人に対し、審査請求人が所有する土地及び建物に係る平成28年度固定資産税賦課決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人は、平成28年4月26日に本件処分があったことを知った。

#### 2 審査請求

審査請求人は、平成28年6月2日付けで、審査庁に対し、「平成28年4月12日固定資産税賦課の根拠となる建物評価額を0円に訂正し税額の再算出を求める」との趣旨の審査請求書を提出した。

その後、平成28年6月20日付けで、審査庁に対し、平成28年6月2日付け平成28年4月12日固定資産税賦課審査請求に錯誤があったとして、審査請求の趣旨を「賦課の取消または減額若しくは見直しを求める。」に補正する旨の文書を提出した。

### 第3 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張

(1) 青森市経済部経済政策課の職員に「あなたの所有建物は価値が無い」旨の認識を示され、後日、別の職員から、「不快な思いをさせたこと」についての謝罪はあったが、「価値が無い」ことについての訂正または取消しはなかった。

(2) 複数の市職員が、審査請求人が所有する建物について、無価値と認識しているにもかかわらず、課税標準額がかなり高額に評価されているのは、手違いや事実誤認等が考えられる。

#### 2 審査庁の主張

審理員意見書のとおり本件処分には違法又は不当な点は認められないため、本件審査請求については棄却すべきものとする。

### 第4 審理員意見書の要旨

#### 1 審理員意見書の結論

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

#### 2 審理員意見書の理由

(1) 本件処分の違法性又は不当性について

ア 審査請求人は、経済部経済政策課の職員に「あなたの所有物件は価値が無い」旨の認識を示され、後日、別の職員から、「不快な思いをさせたこと」についての謝罪はあったが、「価値が無い」ことについての訂正または取消しはなかったと主張している。しかし、これらの主張は、本件賦課処分に何ら関係のない事項である。したがって、審査請求人の主張は、賦課の取消又は減額若しくは見直しを求める理由としては採用することはできない。

イ 審査請求人は、複数の市職員が、審査請求人が所有する建物について、無価値と認識しているにもかかわらず、課税標準額がかなり高額に評価されているのは、手違いや事実誤認等が考えられると主張している。しかし、本件賦課処分は、法及び条例の規定に基づいて、適法かつ適正に行われたものであり、審査請求人が主張している手違いや事実誤認等は認められない。したがって、審査請求人の主張は、賦課の取消又は減額若しくは見直しを求める理由としては採用することはできない。

ウ 審査請求人は、審査請求書、反論書及び本件審査請求に係る口頭意見陳述の中で種々の主張を行っているが、いずれも賦課の取消又は減額若しくは見直しを求める理由としては採用することはできない。

(2) 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件賦課処分に違法又は不当な点は認められない。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

平成29年1月30日 諮問書の受理

平成29年5月17日 調査審議

平成29年6月27日 調査審議

第6 審査会の判断の理由

1 関係法令の要旨

(1) 固定資産税の納税義務者について、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第343条第1項及び青森市市税条例（平成17年青森市条例第62号。以下「条例」という。）第60条第1項において、固定資産税は、固定資産の所有者に課することが規定されている。

(2) 固定資産税の非課税の範囲について、法第348条第2項において、固定資産税は、国、県、市等が公用又は公共の用に供する固定資産、宗教法人が専らその本来の用に供する境内建物等に対しては、課することができないことが規定されている。

(3) 家屋に対して課する固定資産税の課税標準について、法第349条第2項及び条例第68条第2項において、家屋に対して課する第二年度（本件処分の平成28年度は第二年度に当たる。）の固定資産税の課税標準は、基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となった価格で課税台帳等に登録されたものとされている。また、法第349条第2項ただし書において、家屋の改築又は損壊等の特別の事情があるため、基準年度の価格によることは不相当であると市町村長が認める場合等は、当該家屋に類似する家屋の基準年度の価格に比準する価格で家屋課税台帳等に登録されたものとするが規定されてい

る。

(4) 固定資産税の免税点について、法第351条及び条例第70条において、同一の者の所有に係る家屋の課税標準額の合計額が、20万円に満たない場合においては、固定資産税を課することができないことが規定されている。

(5) 固定資産税の税率について、条例第69条第1項において、税率は100分の1.6とすることが規定されている。

## 2 判断

審査請求人は、平成28年6月20日付け審査請求書の補正により、審査請求の趣旨を「賦課の取消または減額若しくは見直しを求める。」に訂正していることから、当審査会は、本件処分に係る納税義務者、非課税の範囲、課税標準、免税点、税率及び税額について、その根拠となる関係法令並びに審査請求人に係る平成27年度及び平成28年度家屋課税台帳を確認した。

そうしたところ、本件処分は、前記1に掲げる関係法令の規定に照らし、違法又は不当な点は見当たらず、適正に行われたものと認められる。

なお、審査請求人は、青森市経済部経済政策課の職員の応対に不服を主張しているが、固定資産税に係る固定資産の評価及びその補助は、法第404条第1項及び第2項並びに第405条並びに条例第86条第1項及び第87条の規定により、固定資産評価員及び固定資産評価補助員に選任された者が行うこととされており、審査請求人の主張のとおり、これら以外の者である青森市経済部経済政策課の職員が建物に価値が無いとの認識を示したとしても、そのことは、本件処分の適法性に係る判断を左右するものではない。

## 3 審査請求に係る審理手続について

本件審査請求に係る審理手続について、違法又は不当な点は認められない。

## 4 結論

本件審査請求には理由がないものと認められるので、当審査会は、第1記載のとおり判断する。

青森市行政不服審査会	会 長	遠藤 哲哉
	委 員	磯 裕一郎
	委 員	蝦名 和美